

ザッカネット サプライヤー利用約款

ザッカネット サプライヤー利用約款(以下「本利用約款」といいます)は、株式会社ザッカネット(以下「当社」といいます)が提供する本サービス(第1編基本約款第1条(用語の定義)第2号に定義します)のご利用に適用されます。本サービスのご利用を希望される方は、本利用約款にご同意いただいた上、お申し込みいただく必要があります。お申し込みいただいた場合、当社は、申込者が本利用約款に同意されたものとみなします。なお、本利用約款第1編および第2編のほか、当社が本利用約款に基づき定めるサプライヤー会員運用ガイドライン、特別ルールおよび個別に提示する利用条件(以下「ガイドライン等」といいます)についても、本利用約款の一部を構成し、ガイドライン等に違反した場合も、本利用約款に違反したものとみなします。

第1編 基本約款

第1章 本サービスの利用

第1条 (用語の定義)

本利用約款に使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「ザッカネット」とは、当社が当社のサービスマーク(以下「当社のサービスマーク」といいます)の下に提供する、サプライヤー会員が設定する価格で商品の売買または情報の提供ができるサービスをいいます。
- (2)「本サービス」とは、ザッカネットに関連して、当社がサプライヤー会員に提供する第4条(本サービスの提供)第1項に定めるサービスの全部または一部をいいます。
- (3)「オプションサービス」とは、本サービスに関連して、当社がサプライヤー会員に提供するサービスをいいます。
- (4)「サプライヤー会員」とは、第2条(契約の成立および開店審査)の定めに従い本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立した者をいいます。
- (5)「出店者」とは、サプライヤー会員のうち当社が定める「プレミアム Cart+」の利用を申し込み、当社との間で「プレミアム Cart+」の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (6)「展示企業」とは、サプライヤー会員のうち当社が定める商品展示サービスの利用を申し込み、当社との間で商品展示サービスの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (7)「商品等」とは、サプライヤー会員が本サービスを利用して販売する商品をいいます。
- (8)「サプライヤーページ」とは、サプライヤー会員が本サービスを利用してサプライヤー会員の商品等の情報を掲載することができる、サプライヤー会員において全部または一部が編集可能なザッカネット内のウェブページ(仕入れまとめ情報が掲載されるページを含みます)をいいます。
- (9)「売買契約等」とは、サプライヤー会員とお客様との間で締結する、商品等の売買契約または役務提供契約のことをいいます。
- (10)「出品」とは、本サービスを利用してサプライヤーページに商品等の情報を掲載することをいいます。
- (11)「お客様」とは、閲覧する端末機器の種類を問わず、当社の提供するザッカネットのウェブページを閲覧する者をいいます。
- (12)「注文」とは、お客様が、ザッカネット上で、商品等の購入の申し込みを行うことをいいます。
- (13)「注文額」とは、注文された商品等の販売価格をいい、送料ならびに販売価格に賦課される消費税および地方消費税を含まないものをいいます。
- (14)「注文総額」とは、注文額、送料ならびに注文額に賦課される消費税および地方消費税を含む金額をいいます。
- (15)「サプライヤー会員情報」とは、商品等に関する情報、商品等の販売条件、サプライヤー会員の名称、通信販売業務責任者の氏名など、サプライヤー会員がサプライヤーページに掲載するすべての情報(サプライヤーページに掲載する著作物を含みます)をいいます。
- (16)「注文情報」とは、本サービスを經由して商品等を注文したお客様の氏名、住所、メールアドレス、クレジットカード情報を含む支払情報、注文した商品等の名称、数量、商品等発送先住所、受取人氏名など、注文に関するすべての情報をいいます。
- (17)「商品等販売情報」とは、サプライヤー会員情報、注文情報ならびにお客様の商品等に関するクリックデータおよびアクセスログをいいます。
- (18)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびにID、メールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいいます。
- (19)「仕入れまとめ情報」とは、サプライヤー会員が、当社の設定するカテゴリに応じてまとめた情報のテーマを作成し、そのテーマに合致するザッカネットに掲載されている商品等に関する情報(ザッカネット外のウェブサイトから複製して掲載する情報および当該情報が掲載されているザッカネット外のウェブサイトへのリンクを含みます)をまとめた情報をいいます。
- (20)「指定決済会社」とは、注文総額の決済手段として当社が指定する決済手段を提供、運営する、クレジットカード会社、銀行その他の法人、団体その他の組織または当該法人、団体その他の組織と提携する第三者をいいます。
- (21)「ストア決済サービス」とは、注文総額を決済するために当社が提供する、次のアからウをその内容とするサービスをいいます。
 - (ア) 注文総額の立替払いまたは代理受領
 - (イ) 指定決済会社への所定のデータの送信
 - (ウ) 上記(ア)(イ)の他、注文総額の決済に付随または関連するサービス

第2条 (契約の成立および開店審査)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本利用約款に同意の上、当社所定の資料を提出して、本サービスの利用を申し込み、当社は、当社所定の審査を行うものとします。
2. サプライヤー会員は、前項の申し込み時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
3. 当社所定の審査の結果、当社が第1項の申し込みを承諾したときに、当社と本サービスの利用を希望する者との間で、本契約が成立します。ただし、サプライヤー会員は、本条に定める開店の審査を経なければ、サプライヤーページをザッカネットに掲載することはできません。
4. 当社は、本契約成立後速やかにサプライヤー会員を識別するためのアカウントならびに本サービスの利用に必要なIDおよびパスワード(以下IDとパスワードをあわせて「アクセス権限情報」といいます)を発行し、サプライヤー会員は、これらをすべて受領したときから本サービスを利用することができるものとします。
5. 当社は、1契約あたり1つのアカウントを発行し、サプライヤー会員は、1つのアカウントに対して1つのサプライヤーページを持つことができるものとします。サプライヤー会員が2つ以上のアカウント発行を希望する場合、別途第1項の申し込みを行うものとします。
6. サプライヤー会員は、本契約成立後、サプライヤーページを作成した上で、ザッカネットにサプライヤーページを掲載して公開すること(以下「開店」といいます)について、当社所定の審査を申請しなければなりません。
7. 当社は、前項に基づく当社所定の審査の結果、開店を認める場合、サプライヤー会員に対して審査の結果を通知するとともに、開店を可能とする設定を行い、または、当社自ら開店処理を行うものとします。
8. 当社が第6項に基づく当社所定の審査の結果、開店を認めない場合、サプライヤー会員に対して開店は認められない旨を通知します。サプライヤー会員は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
9. 当社は、サプライヤー会員が本契約成立後一定の期間内に開店の審査を申請しない場合またはサプライヤー会員の開店を認めない場合、サプライヤー会員に対する通知をもって本契約を終了することができるものとします。
10. 前項により本契約が終了した場合でも、サプライヤー会員は、サプライヤーページの作成費用その他本契約の締結ならびに開店の準備および審査の申請に要した一切の費用は自ら負担するものと、当社に対して何らの補償または費用の負担を求めないものとします。
11. 当社は、サプライヤー会員にストア決済サービスを提供するにあたり、当社および指定決済会社所定の審査を行うものとします。
12. サプライヤー会員は、前項の審査の結果によっては、当社がストア決済サービスにおいて提供する決済手段の一部を利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社または指定決済会社はその理由を開示しません。

第3条 (アクセス権限情報の管理)

1. サプライヤー会員は、アクセス権限情報を第37条(秘密保持義務)第1項に定める秘密情報として管理し、第32条(委託)で当社に通知した以外の第三者にその内容を開示、または利用させてはなりません。
2. サプライヤー会員は、アクセス権限情報を用いて行われたすべての行為を当社が当該アクセス権限情報の発行を受けたサプライヤー会員によるものとみなすことをあらかじめ承諾するものとします。
3. サプライヤー会員は、理由のいかんを問わず、アクセス権限情報のセキュリティが確保できていないおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、アクセス権限情報のセキュリティが確保できていないおそれがあると判断した場合、当該アクセス権限情報を削除・変更するなど必要な措置をとることができるものとします。当該措置によってサプライヤー会員が本サービスを利用できない期間があった場合でも、当社はサプライヤー会員に対し一切の責任を負わないものとします。

第4条 (本サービスの提供)

1. 当社は、サプライヤー会員に対して、以下に定めるサービスを提供します。

(1) 以下の機能を有するコンピュータプログラムまたは API の全部または一部を提供するサービス

(ア) サプライヤーページ作成機能

(イ) サプライヤーページをザッカネットに掲載する機能

(ウ) 商品等情報管理機能

(エ) 商品等の決済方法設定機能

(オ) 商品等の注文管理機能

(カ) 製品に関するデータベース閲覧機能

(キ) お客様に対してニュースレターを配信できる機能

(ク) サプライヤー会員が仕入れまとめ情報を掲載する機能

(ケ) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能

(2) サプライヤー会員が売買契約等に基づきお客様に対して請求する注文総額を決済するサービス(以下「ストア決済サービス」といいます)

2. 当社は、当社の判断により、サプライヤー会員が利用する本サービスを提供するための当社のシステムの種類を指定します。サプライヤー会員は、当該システムの種類に応じて、本サービスおよび第7条に定めるオプションサービスならびに本サービスの機能の一部が利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3. サプライヤー会員は、アクセス権限情報を利用して本サービスを提供するための当社のシステムにアクセスするものとし、それ以外の方法でアクセスしてはなりません。

4. サプライヤー会員は、本サービスを利用する場合、その利用に必要な範囲で、当社所定の方法で、当社のシステムを利用するものとします。サプライヤー会員は、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア等の利用環境を自らの費用と責任において準備し、本サービスを利用するものとします。サプライヤー会員の本サービスの利用に際して当社がサプライヤー会員に提供するサポートの範囲は、別途ガイドライン等に定めるとおりとします。

5. 当社は、サプライヤーページに、お客様が商品等の注文を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能(サプライヤー会員の商品等と同一の他のサプライヤー会員の商品等に関するロコミ情報掲載機能や、当社または第三者の商品や役務の案内など)を付加することができるものとし、サプライヤー会員は、当該付加された情報または機能について当社が何ら責任を負わず、個別の削除要請に応じないことをあらかじめ承諾するものとします。

第5条(本サービス利用の順守事項)

1. サプライヤー会員は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を順守するものとします。

(1) サプライヤー会員は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを利用しなければなりません。サプライヤー会員は、本サービスを提供するための当社のシステムの操作および本サービスの利用の結果について、すべて責任を負い、また、サプライヤー会員の不適切な操作の結果、本サービスが停止または毀損した場合、サプライヤー会員は当社が被った損害を賠償するものとします。

(2) サプライヤー会員は、本サービスを以下の各号のほか、当社が不適当とみなした目的、方法または態様で利用してはなりません。

(ア) サプライヤーページに商品等を出品し、お客様と売買契約等を締結する以外の目的

(イ) クレジットカードのショッピング枠の現金化による換金を目的とした取引等、お客様もしくはサプライヤー会員が第三者との契約上の義務に違反する態様または社会通念に照らして正常ではない態様により本サービスを利用すること

(3) サプライヤー会員は、本利用約款の定めを順守するとともに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護に関する法律等関連法令、ガイドライン、業界団体の定める自主基準および自主規制等(以下これらすべてを総称して「法令等」といいます)に従い、サプライヤー会員情報を適切に表示しなければなりません。また、法令等に基づき商品等を販売するための許認可または届出が必要な場合、当該許認可を取得し、または届出を完了していることを適切に表示しなければなりません。

(4) サプライヤー会員は、ガイドライン等に従い、サプライヤーページの更新を自ら行わなければなりません。

(5) サプライヤー会員はサプライヤーページの内容を常に正確な内容に保たなければなりません。

(6) サプライヤー会員は、サプライヤーページにガイドライン等において禁止する情報を掲載し、または、当該情報へのリンク(当該情報が掲載されているウェブサイトへのリンクを含みます)を設定してはなりません。

(7) サプライヤー会員は、第三者に対してサプライヤーページへのリンク設定を有償で依頼してはなりません。また、サプライヤーページから第三者のページへのリンク設定を有償で行ってはいけません。

2. サプライヤー会員は、別途、当社の事前の承諾がある場合を除き、本サービスを利用して作成されたウェブページの全部または一部を当社の管理するサーバー以外のコンピュータや記録媒体に保存したり、ザッカネット外で使用したりしてはなりません。

3. サプライヤー会員は、本サービスで提供されるコンピュータプログラムまたは API を、複製、貸与または公衆送信(本サービスの公衆送信機能を使って公衆送信する場合を除きます)したり、リバースエンジニアリング、逆アセンブルその他の方法でソースコードを解読したりしてはなりません。

第6条(ニュースレター配信機能の提供)

1. サプライヤー会員は、商品等の宣伝目的かつ自己の名においてのみ、ニュースレターをお客様に配信するものとします。

2. サプライヤー会員は、以下の内容を含むニュースレターをお客様に配信してはならないものとします。

(1) 法令等に違反または違反するおそれのあるもの

(2) お客様または第三者の権利を害したまたは害するおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの

(4) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの

(5) 当社がニュースレターの内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの

(6) その他当社が配信を不適当と認めたもの

3. 出店者は、以下の内容を含むニュースレターをお客様に配信してはならないものとします。

(1) サプライヤーページに掲載していない商品等を宣伝するもの(ただし、他のサプライヤー会員がそのサプライヤーページに掲載している商品等であって、サプライヤー会員が、当該他のサプライヤー会員から配信の許諾を得ているものを除く)

(2) ザッカネット外での取引を誘引するもの

4. サプライヤー会員は、当社が設定するニュースレターのヘッダーおよびフッター部分を一切変更してはならないものとします。

5. サプライヤー会員は、当社がニュースレターの配信数または配信時間等を制限する場合があります。サプライヤー会員があらかじめ設定したとおりに配信されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第6条の2(仕入れまとめ機能の利用)

1. サプライヤー会員は、当社が提供する、仕入れまとめ情報を掲載する機能を、ザッカネット内での商品等の取引を訴求する目的に限って利用するものとします。

2. サプライヤー会員は、仕入れまとめ情報を掲載する機能の利用にあたっては、前項のほか、以下の事項を順守しなければなりません。

(1) 当社が設定するカテゴリに適合するテーマを作成すること

(2) サプライヤー会員が設定したテーマに合致する情報を掲載し、または当該情報へのリンクとすること

(3) 仕入れまとめ情報としてザッカネット内の他のサプライヤー会員のサプライヤーページに掲載されている商品等に関する情報を掲載する場合は、当該サプライヤー会員から、当該情報を仕入れまとめ情報として掲載することの許諾を得ていること

(4) 仕入れまとめ情報として、ザッカネット外のウェブページから情報を複製して掲載する場合は、当該情報の権利者から、当該情報を仕入れまとめ情報として掲載することの許諾を得ていること

(5) 仕入れまとめ情報として、ザッカネット外のウェブページへのリンクを設置する場合は、リンク先ウェブページに掲載されている情報がメーカーの商品仕様に関する情報であるなど、第1項の目的に合致する内容であること

(6) 仕入れまとめ情報に掲載する内容が正確かつ最新の情報であること

(7) 当社が別途条件を指定した場合、当該条件を満たしていること

3. サプライヤー会員は、以下の内容を仕入れまとめ情報として掲載してはならないものとします。

(1) 法令等に違反または違反するおそれのあるもの

(2) お客様または第三者の権利を害するまたは害するおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するものや不快感をあたえるようなもの

(4) 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの

(5) 当社が仕入れまとめ情報の内容について認めたり、推奨したりしているかのような誤解を与えるもの

(6) その他当社が掲載を不適当と認めたもの

4. 当社は、サプライヤー会員がザッカネットに仕入れまとめ情報を掲載したときは、当社の判断により仕入れまとめ情報が掲載されているサプライヤーページにサプライヤー会員情報をあわせて掲載して表示することができるものとします。
5. 当社は、サプライヤー会員が第1項、第2項各号および第3項各号を順守していないまたはそのおそれがあると判断した場合、お買い物まとめ情報の修正を要請することができます。この場合、サプライヤー会員は、直ちに当社の要請に応じて修正を行わなければなりません。
6. サプライヤー会員は、当社がサプライヤー会員の仕入れまとめ情報の掲載を制限する場合があります、サプライヤー会員があらかじめ設定したとおりに掲載されない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条 (オプションサービスの利用)

サプライヤー会員がオプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定めるオプションサービス利用の条件に同意して、当社所定の手続にて申し込むものとし、特段の定めのないかぎり、当月のオプションサービス利用料を毎月末日に、当社に支払うものとします。また、オプションサービス利用の条件に定めがない事項は、本利用約款の定めが適用されるものとします。

第8条 (出店者情報の指定決済会社への提供等)

1. 当社は、第1編第31条第1項の変更の届け出を受領した場合、当該変更の内容を指定決済会社に対し提供することができるものとします。この場合、出店者は、指定決済会社が、必要に応じて指定決済会社にて管理する出店者に関する情報を変更することを承諾するものとします。
2. 出店者は、当社が、指定決済会社から出店者に関する情報の提供を受けること、また、必要に応じてならびに当該情報に基づいて出店者情報を変更することを承諾するものとします。

第9条 (ストア決済サービス利用の対価)

出店者は、指定決済会社に対して、指定決済会社が別途指定するストア決済サービスにかかる手数料(以下「決済手数料」といいます)を指定決済会社の指定する方法で指定決済会社の指定する期日までに支払うものとします。

第10条 (出店者の順守事項)

1. 出店者は、本利用約款に加えて、指定決済会社が出店者向けに定める規約等を順守するものとします。
2. 出店者は、次の各号に定める事項を行ってはなりません。
 - (1) お客様が選択した決済手段による取引を拒絶すること
 - (2) お客様が選択した決済手段と異なる決済手段による支払を要求すること
 - (3) お客様が選択した決済手段と異なる方法で注文総額を決済すること
 - (4) ストア決済サービスで提供する以外の決済手段(当社が別途認める決済手段を除きます)で注文総額を決済すること
 - (5) お客様が選択した決済手段に応じて注文総額を変更すること
 - (6) 注文総額以外の金銭の支払を請求すること
 - (7) 指定決済会社の信用またはイメージを毀損する行為
 - (8) ストア決済サービスを、換金を目的とした行為、当該行為をお客様に行わせる行為またはこれらの行為を助長する行為のために利用すること
 - (9) 前各号のほか、当社または指定決済会社がストア決済サービスの利用方法として不適切な行為と認める行為を行うこと、またはそのおそれのある行為を行うこと
 - (10) ザッカネットのカートによる受注を回避しようとしたり、お客様を他の Web サイトや販売手順へ誘導する行為
3. 出店者は、ストア決済サービス所定の売上処理(以下「売上処理」といいます)において、次の各号を行ってはなりません。
 - (1) 注文総額以外の売上について売上処理の対象とする行為
 - (2) 通常1回の売上処理とすべき注文総額を、取扱日付の変更、分割等により複数の売上として売上処理する行為
 - (3) 売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為
 - (4) 注文総額の売上処理以外の目的にストア決済サービスを利用する行為またはストア決済サービスの運営を妨げる行為
 - (5) 前四号の他、当社が禁止する行為
4. 出店者は、本サービスを利用して

第11条 (購入申し込みの取消し)

1. 出店者は、お客様による商品等の購入申し込みの取消しに応じる場合、お客様から当該購入申し込みの取消しの連絡を受けた日(出店者が発送または提供済みの商品等の返品を受け付ける場合は、出店者がお客様から返品対象の商品等を受領した日)を基準日(売上処理の取消日)とし、速やかに当社所定の取消処理(以下「取消処理」といいます)を行うものとします。
2. 当社は、取消処理がなされた購入申し込みについて、注文総額の支払を行いません。
3. 出店者は、取消処理がなされた購入申し込みについて当社による注文総額の支払が完了している場合、当社が支払った注文総額を当社所定の方法により返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は出店者が負担するものとします。
4. 当社は、出店者が前項に基づき注文総額を当社に返還する場合、出店者に支払う注文総額その他の出店者に支払う金銭から当該返還相当額を控除することができるものとします。

第12条 (注文総額の返還等)

1. 当社は、商品等の売買または提供について次の各号に定めるいずれかの事項が判明した場合、出店者に対し支払った注文総額の返還を請求することができるものとし、当社が当該請求をした場合、出店者は、当社に対し、直ちに当該注文総額を現金にて返還するものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は、出店者が負担するものとします。
 - (1) お客様以外の第三者によるなりすまし等の不正な行為があった場合、またはそのおそれがある場合
 - (2) 売上処理の内容が事実と異なる場合、または売上処理に不備がある場合
 - (3) 第1編第23条第1項のクレームが、商品等の発送日または提供日より30日を経過しても解決しない場合、またはそのおそれがある場合
 - (4) 出店者が、本利用約款に違反した場合、またはそのおそれがある場合
2. 当社は、前項の場合、出店者に支払うべき注文総額から、出店者が当社に返還する金銭相当額を控除することができるものとします。
3. 第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社または指定決済会社が認めた場合、当社は、当社自らまたは当該指定決済会社に対して当該事項について調査を行うことまたは行わせること、また、当該調査が完了するまで注文総額の支払を留保することができるものとします。
4. 前項の調査が完了し、当社が前項に基づき支払を留保している注文総額につき第1項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出店者に対し当該注文総額を支払うものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第13条 (調査協力等)

1. 出店者は、当社または指定決済会社が出店者に対し業務内容、ストア決済サービスの利用状況、商品等の内容または売上処理の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. 出店者は、当社より当社または指定決済会社が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

第14条 (ストア決済サービスの中断)

1. 当社は、指定決済会社のシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、ストア決済サービスの提供の全部または一部を中止または停止する場合があります。この場合、当社は、緊急を要する場合を除き、出店者に対し事前にその旨を通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、出店者に何ら通知することなくストア決済サービスの全部または一部を中止または停止することができるものとします。この場合、当社は事後速やかにサプライヤー会員に対しその旨を通知します。
 - (1) ストア決済サービスの不正利用防止などのため、中止または停止する必要があると当社が判断した場合
 - (2) 指定決済会社のシステムが中止または停止したことにより、当社がストア決済サービスを提供することができない場合
3. 前二項のいずれかに該当してストア決済サービスを使用することができないことにより出店者に損害が生じた場合においても、これらの損害につき当社は責任を負わないものとします。

第2章 対価および費用の支払

第15条 (対価)

1. サプライヤー会員は、当社の定める金額の月額利用料を、当社の定める方法により当社に対して支払うものとします。
2. サプライヤー会員は、売買契約等が成立した場合、当社の定める金額の成約手数料を、当社の定める方法により当社に対して支払うものとします。

第16条 (担保の提供)

当社は、サプライヤー会員の当社に対する未払の金銭債務の額が、当社が与信の上限として定める金額を超過、もしくは超過するおそれのある場合、または当社に担保として提供している保証金の合計額を超過、もしくは超過するおそれのある場合、サプライヤー会員に対して担保の提供を要求することができるものと、サプライヤー会員は、当社に対し、当社の要求する担保を提供しなければなりません。

第17条 (帳簿の保存)

1. 出店者は、商品の購入者、購入された商品、注文番号、注文個数などの売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の当社所定のデータまたは資料(以下「取引関連データ等」といいます)を作成し、本契約期間中および本契約期間終了後7年間はサプライヤー会員の事務所内に保存するものとします。
2. 出店者は、当社から要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の閲覧の結果、当社が実際に支払われた額よりも支払われるべき金銭債務の額が多いことを発見した場合、出店者は直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第18条 (遅延利息)

出店者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、出店者は、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を年14.6%の割合によって、当社に支払うものとします。

第3章 サプライヤー会員の義務

第19条 (サプライヤー会員の売主としての義務)

1. サプライヤー会員は、お客様に対し、サプライヤー会員自身が売買契約等の売主または役務提供者(以下「売主」といいます)である旨を明確にサプライヤーページに表示するものとします。
2. サプライヤー会員は、商品等の販売条件として、お客様が一方的に不利になるような条件を付してはなりません。また、サプライヤー会員は、商品等の販売条件に関する適切な説明を、サプライヤーページに明示するものとします。
3. サプライヤー会員は、売主として、以下の各号に定める行為を行わないものとします。
 - (1) お客様が、サプライヤー会員が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段を選択したにもかかわらず、正当な理由なく当該決済手段による取引を拒絶し、他の決済手段による取引を求めること
 - (2) サプライヤー会員が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段のうち、同一の決済手段を選択したお客様間で、正当な理由なく、特定のお客様にのみ制限や負担を課すなどの差別的な取扱いをすること
 - (3) お客様が、サプライヤー会員が選択可能と表示した決済手段から任意の決済手段を選択したにもかかわらず、一方的に当該決済手段と異なる方法で注文総額を決済すること
4. サプライヤー会員は、お客様から商品等の注文の通知を受けてから24時間(ただしサプライヤー会員の休業日を除きます)以内に、お客様に対し承諾の有無または確認を要する場合はその旨を通知するものとし、承諾する場合には、当該注文内容の確認のために、商品等購入にかかる一切の金額明細、注文額、消費税および地方消費税、注文総額、支払方法等必要な事項を当該通知に記載しなければなりません。
5. サプライヤー会員は、前項の承諾の通知後、注文総額の変更または注文総額以外の金銭(当社が別途認める場合を除く)を請求してはなりません。
6. 前項にかかわらず、当社がサプライヤー会員に対して、本サービスにおいて注文承諾通知送信機能を提供していない場合、出品者が、お客様からの注文に応じることができない事情があるときは、その旨を直ちにお客様に通知しなければなりません。
7. サプライヤー会員は、お客様に対し、商品等の売主としての義務を誠実に履行しなければならず、お客様からの問い合わせに適切に対応するものとし、当社の信用を毀損するようなことを行ってはならないものとします。
8. サプライヤー会員は、本契約の終了後といえども、お客様との間で成立した売買契約等に基づく債務の履行に関して、全責任を負うものとします。

第20条 (商品等の情報の変更削除義務)

1. サプライヤー会員は、次の各号の一に該当する場合、直ちに商品等の情報を変更または削除しなければなりません。
 - (1) 商品等の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合
 - (2) 商品等の情報が本利用約款または法令等に違反する場合
 - (3) サプライヤー会員が商品等の情報または商品等について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (4) 第三者がサプライヤー会員の商品等と同一の商品または役務について行政指導または行政処分を受けた場合
 - (5) 前四号に定める場合の他、商品等の情報に重大な問題があると当社が判断した場合
2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件またはザッカネットの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、サプライヤー会員は、当該原因を発見後、直ちにその旨を当社に書面またはメールにて通知するものとします。

第21条 (商品の確保等)

1. 出店者は、商品が確保できていない場合、商品を適正に利用するために必要な権利を移転できない場合、または役務提供ができない場合、出品してはなりません。
2. 出店者は、前項の場合、商品等の情報を削除するなど、お客様に迷惑をかけないようにするものとします。

第22条 (特定商品の取扱い)

1. サプライヤー会員は、当社が別途定める特定の商品等については、事前に当社所定の審査を経て当社の承諾を得なければ出品してはなりません。
2. サプライヤー会員は、当社が別途定める特定の商品等については、当社が別途定める出品条件を順守しなければなりません。
3. サプライヤー会員は、当社が別途定める特定の商品等を出品する場合、当該特定の商品等以外は出品してはなりません。
4. サプライヤー会員が本条の定めに違反した場合または特定の商品等に関して当社またはサプライヤー会員がお客様または第三者からクレーム(損害賠償請求、使用差止請求などの内容のいかなを問わず、また、訴訟提起の有無を問いません。以下同じ)を受けた場合、当社は直ちに当該商品等の掲載を停止または本契約の解除を行うことができるものとします。

第23条 (クレーム対応等)

1. サプライヤー会員は、サプライヤー会員または商品等に関連して、お客様または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
2. サプライヤー会員は、前項のクレームを解決するにあたって、お客様または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、サプライヤー会員が前項のクレーム対応上、お客様へ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
3. サプライヤー会員は、サプライヤー会員または商品等に関連して、当社がお客様または第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。当社が損害(弁護士費用を含みます)を被ったときには、サプライヤー会員はその損害を賠償するものとします。
4. サプライヤー会員がお客様から注文総額の全部または一部の支払を受けたにもかかわらず第43条(契約解除)第2項各号の事由に該当しお客様に対する売買契約等に基づく債務の履行が見込めなくなったと当社が判断し、当社がお客様に対してお客様が被った被害額に対する見舞金を支払う場合、サプライヤー会員が当社にその見舞金の額と同額の損害を与えたものとし、サプライヤー会員はその見舞金の額と同額の賠償金

を当社に支払うものとします。

第24条（法令等の順守事項）

1. サプライヤー会員は、法令等を順守し、また、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
2. サプライヤー会員は、商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならない、監督官庁または業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとします。
3. サプライヤー会員は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければなりません。
4. サプライヤー会員は、当社から要求を受けた場合、サプライヤー会員が本利用約款または法令等を順守しているか（サプライヤー会員による商品等の販売および販売方法が本利用約款もしくは法令等に適合しているかを含みます）を当社が判断するために必要な情報を速やかに提出するものとします。
5. 当社は、前項の資料の提出の有無にかかわらず、サプライヤー会員が本利用約款または法令等を順守しているかの調査が必要だと判断した場合、サプライヤー会員の営業時間内にサプライヤー会員の事業所に立ち入り、調査を行うことができるものとします。
6. サプライヤー会員は、本サービスの利用に関連してサプライヤー会員、お客様、当社または第三者に被害が生じ、当社がサプライヤー会員に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとします。
7. サプライヤー会員は、当社がサプライヤー会員情報もしくはサプライヤー会員による商品等の販売方法が本利用約款および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、またはサプライヤー会員のお客様対応もしくは商品等がザッカネットにふさわしくないと判断して、サプライヤー会員にその是正を求めたときは、速やかに是正するものとします。

第25条（当社の行う措置）

1. サプライヤー会員情報およびサプライヤー会員による商品等の販売方法が、本利用約款もしくは法令等に違反しているまたはそのおそれがある場合、またはザッカネットにふさわしくないと当社が判断した場合、当社はいつでもサプライヤー会員情報を削除することができるものとします。
2. 当社は、前項に該当しない場合でも、前条第4項の場合のほか、サプライヤー会員が本利用約款または法令等を順守しているかを確認するため、サプライヤー会員に通知して、全部もしくは一部の商品等に関する出品者情報を削除し、またはサプライヤーページを非公開にするなど当社が必要と判断する措置を取ることができるものとします。

第5章 情報管理

第26条（サプライヤー会員の情報管理）

1. 当社およびサプライヤー会員は、注文情報およびお客様の個人情報を当社およびサプライヤー会員がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとします。
2. サプライヤー会員は、注文情報およびお客様の個人情報を、法令等に従い取り扱うものとし、第三者に漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」といいます）してはならず、また、お客様に対してあらかじめ明示した目的以外で利用してはなりません。
3. サプライヤー会員は、注文情報およびお客様の個人情報を漏えい等しないように、必要なセキュリティ保護を自らの費用と責任で行わなければならないとします。
4. サプライヤー会員は、サプライヤー会員またはサプライヤー会員の委託先から注文情報またはお客様の個人情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処しなければなりません。
5. 前項の場合、サプライヤー会員は流出の事実を直ちに当社に報告の上、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
6. 当社は、サプライヤー会員が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、サプライヤー会員に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、サプライヤー会員はこれに従うものとします。
7. サプライヤー会員は、サプライヤー会員の責に帰すべき事由により、注文情報またはお客様の個人情報の漏えい等または目的外利用によって当社、お客様または指定決済会社に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第27条（当社の情報管理）

1. 当社は、サプライヤー会員が取得し当社に保管されている商品等販売情報を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報を、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
3. 当社は、サプライヤー会員の名称、住所、連絡先、担当者名等の情報を、当社または当社の提携するサービスを提供するために利用、または当社の提携事業者の開示することができるものとします。

第28条（サプライヤー会員情報の扱い）

1. 当社およびサプライヤー会員は、サプライヤー会員情報に含まれる著作物の著作権はサプライヤー会員またはサプライヤー会員に対する権利許諾元に帰属することならびにザッカネットおよび本サービス上の表示等の著作物（サプライヤー会員情報に含まれる著作物は除きます）に関する権利は当社または当社に対する権利許諾元に帰属することを確認します。ただし、これにより各当事者が従来から保有していた権利の帰属は何ら影響を受けません。
2. サプライヤー会員は、当社に対し次の各号に定める事項を許諾し、または許諾するために必要な権利を権利者から取得します。
 - (1) サプライヤー会員情報を、サプライヤー会員およびサプライヤー会員の商品等のプロモーションならびにザッカネットおよびその他の当社のサービス提供のために当社自ら利用し、また、ザッカネットに関連するサービスを提供する当社の提携先に当該サービス提供に必要な範囲に限り利用させること
 - (2) 前号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
 - (3) お客様に対し、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること
3. 当社は、新聞、雑誌、テレビ番組等の媒体に対して当社のサービスに関する記事掲載や報道ならびにこれらのために当社のサービスを撮影することを許諾することができるものとします。この場合、当該記事掲載または報道の内容に、サプライヤーページが含まれる場合があることをサプライヤー会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、ザッカネットや関連ドキュメント上に、サプライヤー会員の名称、ロゴ、サプライヤー会員の指定する標章およびサプライヤー会員情報に含まれる著作物の著作権者がサプライヤー会員である旨を表示することができるものとします。

第6章 一般条項等

第29条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. サプライヤー会員は、サプライヤー会員およびサプライヤー会員の親会社、子会社等の関連会社ならびにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「サプライヤー会員等」といいます）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. サプライヤー会員は、サプライヤー会員等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、サプライヤー会員が第1項または前項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約および当社とサプライヤー会員間に存在する他の契約の全部もしくは一部の履行を停止または契約を解除できるものとします。

第30条 (代理行為等の禁止)

1. 当社は、サプライヤー会員に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しません。サプライヤー会員は、当社を代理する旨の表示または当社もしくは当社の代理人であると誤認させるおそれがある表示をしてはなりません。
2. 当社は、本契約の締結により、当社のサービスマークを使用して営業または事業を行うことをサプライヤー会員に許諾するものではありません。サプライヤー会員は、当社のサービスマークの使用の許諾を受けている旨を表示してはならず、また当社自身が営業もしくは事業を行っている、または当社のサービスマークの使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っていると誤認させるような外観を表示してはなりません。
3. サプライヤー会員は、当社の名義を付したパンフレット等を作成し、または当社の事前の承諾なく当社のサービスマークまたはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ等を使用してはなりません。
4. サプライヤー会員は、前項において当社が事前に承諾する場合、当社の定めるブランドガイドラインに従い当社のサービスマークを使用するものとします。

第31条 (届け出および当社からの通知)

1. サプライヤー会員は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、サプライヤー会員に生じた損害は、サプライヤー会員が負担するものとします。
2. 当社からサプライヤー会員への通知は、当社のシステム上に掲載する方法で行うものとし、これをもって当社からの通知が完了したものとみなします。ただし、当社が適当と判断した場合は、あらかじめ届け出のあったサプライヤー会員のメールアドレスにメールを送信する方法その他の方法で行うものとし、当該方法により通知する場合は、当社が当該通知を発した時点で、当社からの通知が完了したものとみなします。

第32条 (委託)

1. サプライヤー会員は、自己の責任と管理の下、本契約においてサプライヤー会員が負うのと同様の義務を課すことを条件として、サプライヤーページの作成や運営などを第三者に対して委託することができるものとします。ただし、サプライヤー会員は当該委託を行う場合は当社の求めに応じ、当該第三者および委託内容等を書面にて通知するものとし、当該第三者の行為およびそれにより生じた結果のすべてについて、当社およびお客様に対し責任を負うものとします。
2. 当社は、当社の自己の責任と管理の下、本契約において当社が負うのと同様の義務を課すことを条件として、当社の業務を第三者に委託し、必要な範囲において、商品等販売情報、秘密情報および本契約の締結または履行の過程において知り得たサプライヤー会員に関連する情報を、当該第三者に開示することができるものとします。当社は、当該第三者による委託業務の遂行によってサプライヤー会員に損害が発生した場合、本契約の定める範囲で、当該損害を賠償します。

第33条 (譲渡等の禁止)

サプライヤー会員は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、または担保に供してはなりません。

第34条 (広告の掲載)

当社は、サプライヤー会員情報が掲載されているか否かにかかわらず、ザッカネット内のページに第三者または当社の広告(画像、テキスト、音声、動画等形式を問いません)を掲載または配信することができるものとします。この場合、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属するものとします。

第35条 (本サービスの変更等)

1. 当社は、本サービスのバージョンアップ、不具合の修正等、本サービスの提供に必要な範囲で、サプライヤー会員に告知することなく、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。ただし、サプライヤー会員に重大な影響を及ぼす場合には、当社はサプライヤー会員に通知するものとします。
2. 当社は、ザッカネットの表示方法、カテゴリ構成等の内容を、サプライヤー会員に告知することなく、変更することができるものとします。ただし、サプライヤー会員に重大な影響を及ぼす場合には、当社はサプライヤー会員に通知を行うものとします。

第36条 (保証の範囲)

1. 当社は、本サービスおよび本サービスを提供するための当社のシステムを、当社がその時点で保有している状態でサプライヤー会員に提供し、サプライヤー会員の所期の目的、要求もしくは利用態様に適合することまたはバグなどの不具合が一切ないことを保証いたしません。
2. 当社は、本サービスまたはおよび本サービスを提供するための当社のシステムについてバグ等の不具合を修正、改良等する義務を負うものではありません。ただし、当社は、当該不具合を改善するよう努めるものとします。
3. サプライヤー会員がダウンロード、その他の方法で当社サーバーから取得したすべての情報は、サプライヤー会員自身の責任において利用するものとし、当該情報をダウンロードしたこと起因して発生したコンピュータシステムの障害、その他の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. サプライヤー会員は、商品等販売情報等の情報について、サプライヤー会員の費用と責任においてバックアップを取るものとし、当社は、本サービスの不具合によりこれらの情報が喪失したことによる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第37条 (秘密保持義務)

1. 当社およびサプライヤー会員は、本契約の内容ならびに本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定めるものをいいます)であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報(以下「秘密情報」といいます)を、本契約の有効期間中および本契約終了後2年間秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、本契約の履行目的以外の目的に使用してはなりません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として、開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第38条 (本サービスの中断)

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰することのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかつた場合、当社はその履行できなかつた範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとします。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、サプライヤー会員に何らの通知、催告をすることなく本契約の全部または一部の履行を停止することができるものとします。
 - (1) サプライヤー会員情報またはサプライヤー会員による商品等の販売方法が、本利用規約および法令等に合致しない場合もしくはそのおそれがある場合
 - (2) サプライヤー会員やサプライヤー会員の商品等に対するお客様の評価が悪化したり当社にお客様からサプライヤー会員に対するクレームが寄せられたりするなど、サプライヤー会員のお客様対応もしくは商品等がザッカネットにふさわしくない、またはサプライヤー会員による本サービスの利用が不適当と当社が判断した場合
 - (3) サプライヤー会員またはその代表者の本利用規約違反または法令等違反につき調査の必要が生じた場合
 - (4) サプライヤー会員またはその代表者の所在または生死につき調査の必要が生じた場合
 - (5) サプライヤー会員が当社もしくはお客様に対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) サプライヤー会員の行為がお客様の生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) その他、第43条(契約解除)第2項各号に定める事由が発生するおそれがあると当社が判断した場合
3. 当社は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、サプライヤー会員に事前に通知の上、本サービスおよびザッカネットの提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。

- (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合
- (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供またはザッカネットの運営が不可能となった場合
- (3) その他当社の実施しているサービス(本利用約款に定めるサービスに限りません)の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第39条 (当社の損害賠償)

当社は、本契約に基づきサプライヤー会員に損害が発生した場合でも、サプライヤー会員に対し当該損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第40条 (サプライヤー会員の損害賠償)

サプライヤー会員は、本約款等に違反し、当社または指定決済会社に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第41条 (有効期間)

1. 本契約は、第2条(契約の成立および開店審査)第3項に定める契約成立の日より効力を生じ、1年後の同月の末日まで有効とします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. サプライヤー会員は、本契約を終了する旨の通知をする場合、当社の指定する書式および方法にて行うものとします。

第42条 (中途解約)

1. 当社およびサプライヤー会員は契約期間中であっても、その中途解約を希望する場合、解約を希望する月の前月末日(末日が当社またはサプライヤー会員の休業日に当たる場合には、その直前の営業日)までに、その旨を相手方に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定に従いサプライヤー会員が中途解約する場合、サプライヤー会員は当社所定の方法により前項の通知を行わなければなりません。
3. 第1項の通知がなされることにより、本契約は解約希望月の末日をもって終了します。

第43条 (契約解除)

1. 当社は、サプライヤー会員が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、サプライヤー会員が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約および当社とサプライヤー会員の間の他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、サプライヤー会員が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その履行を停止し、または契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の定めにかかわらず、本利用約款に即時に契約解除できるとの定めがあるとき
 - (2) サプライヤー会員による本契約違反が重大であり、本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき
 - (3) サプライヤー会員が当社とサプライヤー会員との間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、当該他の契約の全部または一部につき、その履行を停止され、または契約を解除されたとき
 - (4) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があったときまたは租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (5) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったときまたは解散(法令に基づく解散も含みます)、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (7) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (8) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき
 - (9) 信用状態が悪化したと当社が判断したとき
 - (10) 商品等や販売方法等に関し、関係官庁等による注意または勧告を受けたとき
 - (11) 商品等や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
 - (12) サプライヤー会員の代表者もしくはサプライヤー会員の指定する担当者との連絡がとれなくなったときまたはサプライヤー会員の代表者の意思が確認できないとき
 - (13) 当社の信用を毀損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (14) サプライヤー会員が、本利用約款に定める支払期日もしくは指定収納代行会社が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納代行会社との契約に違反したときまたは指定収納代行会社との契約が終了したときその他当社が指定した支払の方法により支払うことができない事情が生じたとき
 - (15) サプライヤー会員が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (16) サプライヤー会員が法人の場合において、その代表者が死亡し、サプライヤー会員が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (17) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき
 - (18) 法令等に違反したとき
 - (19) その他、サプライヤー会員との契約を継続できないと当社が判断したとき
3. サプライヤー会員が第1項または前項各号の一に該当する場合、サプライヤー会員は、当社に対するすべての債務(本契約による債務に限定されません)について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければならないものとします。この場合、当社は別途通知することなく、当社がサプライヤー会員に対して有する債権とサプライヤー会員が当社に対して有する債権とを対等額にて相殺し、サプライヤー会員の当社に対する債務の弁済に充当します。
4. 本条に基づく契約の解除は、当社のサプライヤー会員に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第44条 (契約終了時の処理)

1. 本契約が終了した場合、当社は、ガイドライン等に従って、サプライヤー会員の本サービスの利用を停止します。
2. 当社は、本契約の終了時に、サプライヤー会員情報を含むサプライヤー会員に関連するすべての情報を削除することができるものとします。また、サプライヤー会員情報以外の商品等販売情報についても、本契約終了後で当社所定の期間経過後に、サプライヤー会員に事前に通知することなく削除することができるものとします。
3. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
4. 本契約終了後も、第19条(サプライヤー会員の売主としての義務)第5項および第8項、第37条(秘密保持義務)、本条(契約終了時の処理)、第46条(協議)、第47条(合意管轄)ならびに第48条(準拠法)の各規定については、その効力が存続するものとします。

第45条 (変更)

当社は、サプライヤー会員に事前に通知することなく、いつでも本利用約款を変更することができるものとします。ただし、サプライヤー会員への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。

第46条 (協議)

本利用約款に定めのない事項または本利用約款の解釈に生じた疑義について、当社およびサプライヤー会員は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第47条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条 (準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。